

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

井原市

2 構造改革特別区域の名称

元気井原給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

井原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

井原市は、岡山県の西南部に位置し、広島県に境を接している。高梁川支流の小田川が市の中央部を西から東へ貫流し、その流域に開けた平野部に市街地が形成されている。また、北部は、標高200～400mの丘陵地帯で吉備高原へと続いている。

平成17年3月1日、生活・経済・交通圏などで密接な結びつきのあった、井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町の1市2町が合併し、現在の「井原市」が誕生した。

人口46,730人、高齢化率28.8%、総面積243.36k㎡で、地形的には井原市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山村である。全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温は約13～15℃、年間降水量は1,200mm前後である。

本市は、古くから繊維産業を中心に発展を続け、昭和40年の備後工業整備特別地域の編入を契機として高月、木之子、東江原の工業団地等へ企業立地が進み、今日では、バランスのとれた県南西部の内陸型工業都市地域を形成している。

また、農業においても井原市青野町は戦後マスカットベリーAの栽培が興り、大規模畑地灌漑によって今では西日本屈指の産地に発展、現在は大粒系へ移行しつつある。芳井町明治地区はゴボウの産地として有名で、「明治ごんぼう村」、「芳井町特産品直売所」ではゴボウ、白菜、ホウレンソウ、コンニャクなどの新鮮な野菜を安価で直売し、近隣・県外からの多くの人で賑わっている。美星町では「星の郷青空市」で地元生産者がとれたての野菜を並べ販売しており、市価よりかなり安く、近隣の市町から訪れる人で賑わっている。

本市では、隣接して立地する井原市立西江原幼稚園と井原市立甲南保育園の老朽化に伴い、平成18年度に幼・保複合施設を建設し、幼・保一体化を行うこととしている。

市内には保育所が市立・私立の合計9園あるが、女性の社会進出に伴う保育ニーズの高まりのなか、待機児童があるため、井原市立甲南保育園の定員を現在の55人から90人へ増加して対応することとしている。井原市立西江原幼稚園の定員については、現行どおり70人を予定している。

新しい複合施設においては、幼・保一体化の施策を積極的に推進するため、4歳児・5歳児については、幼稚園・保育園の区別なく合同クラスによる保育を行う。4歳児・5歳児の給食に関しては、井原市学校給食センターからの外部搬入方式とし、保育園

の0歳児から3歳児は一人ひとりの児童の体質などに応じたよりきめ細かな対応が必要なこともあり、保育園の調理した給食を実施し、一貫した食育を実施する計画である。

小学校11校、中学校3校に約3,200食配食している「井原市学校給食センター」からの給食搬入が可能となれば、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの削減等につながる。

5 構造改革特別区域計画の意義

次世代を担う児童が健やかに成長するには待機児童を解消し、よりよい保育環境を提供する必要がある。また、保護者が安心して就労できることは地域や社会の活性化に結びつき、消費の循環による沈滞的な地方経済にとっても重要な意義を持つものである。

また、保育の多様化のなか、保育施策の充実とともに、保育に学校教育の要素も取り入れながら、小学校へのスムーズな移行ができるよう一貫教育を図ることが必要となっている。

幼児期で学ぶ学習や体験は、その後の人間形成を図るうえで重要なウェイトを占める。幼児期からしっかりとした食習慣を身につけることは、心身の成長に欠くことができないものであり、幼児期からの給食を通じた食育への取り組みが望まれる。

また、井原市学校給食センターでは、給食食材としてマスカットベリーAなどのブドウ、ゴボウ、白菜、ホウレンソウ、コンニャクなど数々の地元農産物を一括購入により利用することが可能であり、生産者の顔が見える安心安全な給食を提供することができ、生産過程と生産に携わる人との結びつきを学ぶことで、食と農に関する教育を推進することが可能となるとともに、地産地消の推進にも役立つ。

6 構造改革特別区域計画の目標

食に対する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を過ごすことができるよう市民生活の質の向上をめざしていく。

保育園・幼稚園の4歳児・5歳児の給食も小中学校と同一の井原市学校給食センターから搬入する給食を実施することで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。

さらに、「食育」も含めた就学前教育を行うことで、よりスムーズな小学校への移行、中学校までの一貫した、一体的な「教育」の取り組みを図る。

また、井原市学校給食センターでの食材の一括購入・一括調理により、保育園運営にかかる経費削減を図り、財源を更なる保育サービスの拡大に充て、子育て支援を充実する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

井原市学校給食センターにおいて、小中学校の児童・生徒の給食とともに、幼稚園・保育園の4歳児・5歳児の給食を集中調理することにより、井原市学校給食センター

での食材の一括購入や調理設備等の集約化が可能となり、保育園での調理業務の経費を節減することが可能となる。調理員配置の適正化や調理にかかる作業効率の向上が図られ、保育園の運営経費にかかる人件費の節減が図られる。

また、保育園運営経費の節減により、延長保育などの保育サービスの拡充などに経費を充てることが可能となる。

保育サービスの充実を図ることにより、女性の就業意欲を損なわず、就業の実現による地域雇用の拡大が期待され、少子化の抑制にもつながる。

新鮮で安心安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食の重要性、地元産農産物や農業への関心を高め、食育の大切さを教え、心豊かな人間形成を図ることが可能となる。

これまで保育園給食と井原市学校給食センターでの業務は区別されてきたが、保育園給食を外部搬入することにより、保育園給食と井原市学校給食センター給食の相互の業務分担が可能となり、調理業務の効率化を図ることができる。井原市学校給食センターが稼動しない幼稚園の長期休暇中においては、井原市学校給食センター給食担当者が保育園給食に協力することが可能となり、安定的でより安全な調理業務を行うことができる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項(生ゴミリサイクル)

当市では、以前より井原市シルバー人材センターが井原市学校給食センター等の残菜を発酵合成型有機堆肥(ボカシ)を使用して良質な土壌改良堆肥(有機くん)を製造・販売し、生ゴミのリサイクルを行っている。井原市学校給食センター給食を保育園が利用することでさらに生ゴミのリサイクル推進を図る。

【別紙】

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用をうけようとする者

井原市内の市立保育所（甲南保育園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

井原市

(2) 事業の区域

井原市の全域

(3) 事業の実施期間

平成19年4月から

(4) 事業の内容

保育園で行う調理業務のうち4歳児・5歳児の給食については、井原市学校給食センターからの搬入方式とする。

保育園の0歳児から3歳児の給食は保育園調理室で実施する。

幼稚園の長期休暇期間(春休み、夏休み、冬休み)中と土曜日は、井原市学校給食センターが休業となり、対象となる園児数も少なくなることから保育園児に対する給食は保育園調理室において調理する。また、幼稚園児降園後となる「おやつ」も保育園調理室で調理する。

食育を保育の重要課題ととらえ、給食をつうじた「食育教育」を推進する。

5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」（平成16年3月29日付け雇児発第0329002号）における留意事項を遵守することとして、

調理室施設、設備、器具等については、平成18年度竣工予定の保育園であり、最新の衛生環境を追求した構造、ドライシステムとしており、調理室面積は83.58㎡。設備、器具は、電磁調理器、冷凍冷蔵庫、器具消毒保管機等を整備する計

画である。さらに井原市学校給食センターからの搬入に際しては、保温性の高い二重食缶を使用し、冷めにくい給食を提供する。

また、体調不良児等に対する対応については、医務コーナーを備え保護者はもとより園医との相談体制を整えるなどの対応を行う。加熱等に配慮した設計、調理器具を備えており、発育、健康状態に応じた給食を提供することができる。

幼稚園・保育園の食物アレルギー児には、保護者との連絡を密にし、調理関係者との相談、園医の指導を受け、保育園調理により適切な対応を行うこととしている。

外部搬入する給食を食べる4歳児・5歳児の食事の内容については、原則として学校給食と同一メニューとし、年齢に応じた大きさ、硬さ、分量等を考慮することとしている。

保育園の調理担当者と井原市学校給食センターの栄養士が定期的にお互いの調理業務に関する打ち合わせを行い、また、献立に関する定期的な意見交換を行うことで学校給食センターの調理業務に関して常に確認を行うこととしている。

また、学校給食センターの栄養士が保育園での調理業務や給食内容を定期的に確認し、保育園との情報交換・意見交換及び調整を図ることとしている。

給食時間帯を含めた保護者の自由参観を実施し、また「保育園だより」や給食担当者を含めた保育園と保護者の会との懇談を通じて、保護者にも食事、食育の大切さを理解・認識してもらい意見交換をしたうえで、給食の献立等に保護者の意見を反映することとしている。

3歳児以下については、発育状況や離乳食に対応できるよう、これまでどおり保育園で調理した給食を実施する。

回数、時期については、現在保育園で実施している給食と同様にできるようにする。おやつは保育園で調理する。

井原市学校給食センターで調理する給食については、給食センター所長が検食を行い、給食センターで冷凍保存をしている。給食センターから保育園へ搬入後の給食についても、配膳前に園長が検食を行い安全性を確認した後に児童の給食として提供することとしている。

給食を搬入する市直営の井原市学校給食センターは、甲南保育園から1.8km、約5分で到着することができる。

平成9年度に整備されたこの給食センターは、鉄骨平屋建一部2階、敷地面積3,434.55㎡、建物延面積996.74㎡の施設となっている。現在、小学校11校、中学校3校の約3,200人分の給食調理と配送を行っている。なお、調理能力は4,000食/日である。

給食センター職員には、所長の他に2名の県派遣栄養士を含め計22名の職員が従事している。

給食設備は、検収室、食品庫、下処理室、調理室、洗浄室、消毒室、塵芥処理室等を設け、真空冷却機、自動食缶洗浄機、自動食器洗浄機、食器消毒保管庫、食缶消毒保管庫、器具消毒保管庫等を備え付けている。

衛生基準については、食材、調理、職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底した指導管理、点検確認に努めており、運搬容器、車両の衛生管理につ

いても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めている。食缶は保温性の高い二重食缶を使用している。専用コンテナに収容し、専用運搬車で搬送、受領、配膳にも衛生管理のもとに実行しており、コンテナや食缶は使用後洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管している。運送車両の衛生管理についても学校配送の例に則り消毒衛生管理を行っている。

調理室はドライ方式による調理を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し2次汚染防止対策を講じるなど衛生管理に努めている。食品の温度管理、調理員の研修、健康管理を怠りなく、保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）の「業務の委託契約」については、「井原市学校給食センター」は井原市立の給食センターであり、同じ井原市立の保育園との契約書の締結は困難である。

この通知内容に合致するよう、今後、井原市学校給食センター等と調整を図りながら内容を検討の上、契約書に代わるもので対応することとしている。

栄養素量、食育についても、常に栄養素量の確保に努め、保育所における食育に関する指針をもとにした「別紙の食育プログラム」に添った発育、発達段階に応じた食事を提供する。